

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の「透明性」と「チェック機能」に焦点を置いて、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいる。
複数の社外役員（取締役及び監査役）を選任し、取締役会、監査役会等を通じて経営のチェックを受けるとともに、株主総会、事業報告、株主通信、IR活動等において、積極的に会社情報を開示し、株主及び投資家の方々による経営のチェックを受けている。
なお、執行役員制度の導入や取締役の任期の1年化など、執行役員の執行責任と、取締役の管理・監督責任を明確にする体制を採っている。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阪神電気鉄道株式会社	14,749,238	11.78
阪急阪神ホールディングス株式会社	10,336,975	8.25
株式会社高島屋	6,259,500	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,448,500	3.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4,165,560	3.32
イズミヤ共和会	2,391,757	1.91
H2Oリテイリンググループ従業員持株会	1,764,483	1.40
株式会社マルナカ	1,458,135	1.16
PICTET AND CIE (EUROPE) S. A.	1,376,500	1.09
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,365,689	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 更新

※大株主の状況
上記大株主の状況は、2015年3月31日現在です。
当社は2015年3月31日時点において、自己株式1,870,521株を保有していますが、上記の大株主から除いています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部
決算期 3 月
業種 小売業
直前事業年度末における(連結)従業員 1000人以上

数

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 50社以上100社未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

15 名

定款上の取締役の任期

1 年

取締役会の議長

更新

社長

取締役の人数

12 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
番 尚志	他の会社の出身者											
八木 誠	他の会社の出身者								○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
番 尚志	○	――	企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点からの意見と経営の監督に期待し、社外取締役として選任。また、当社基準及び取引所が一般株主と利益相反が生じる恐れがあると掲げる事由のいずれにも該当していないため独立役員として指定。
八木 誠	○	関西電力株式会社の業務執行者で、当社は同社との間で電気受給契約等の取引を行っておりますが、当社の定める社	企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点からの意見と経営の監督に期待し、社外取締役として選任。また、当社基準及び取引所

		外役員の独立性に関する基準を満たしております。	が一般株主と利益相反が生じる恐れがあると掲げる事由のいずれにも該当していないため独立役員として指定。
--	--	-------------------------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員数

4 名

監査役の人数

4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しており、監査役は（１）年間の監査計画についての説明を受け、日程、内容の調整を行う（２）たな卸商品・現金、有価証券の実査への立ち会いを行う、（３）四半期レビュー、期末決算の監査結果報告を受ける、（４）その他監査実施状況について報告を受ける等により会計監査人監査の相当性の判断を行うとともに、自ら行う監査業務に役立てている。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の人数

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高井英幸	他の会社の出身者										△			
高村順久	弁護士													
室町正志	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		東宝株式会社の元業務執行者であり、当	東宝株式会社の代表取締役（現相談役）として

高井英幸		社は同社との間で不動産賃貸借等の取引を行っております。	の視点からの意見と経営の監督に期待し、社外監査役として選任。
高村順久	○	――	弁護士としての高い見識に基づく視点からの意見と経営の監督に期待し、社外監査役として選任。また、当社基準及び取引所が一般株主と利益相反が生じる恐れがあると掲げる事由のいずれかにも該当していないため独立役員として指定。
室町正志	○	――	企業経営の豊富な経験と幅広い見識に基づく視点からの意見と経営の監督に期待し、社外監査役として選任。また、当社基準及び取引所が一般株主と利益相反が生じる恐れがあると掲げる事由のいずれかにも該当していないため独立役員として指定。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4 名

その他独立役員に関する事項

2015年5月14日開催の取締役会において、当社における社外役員の独立性に関する基準を制定。なお、内容は以下のとおり。

当社の社外取締役または社外監査役が独立性を有していると判断されるためには、当該社外取締役または社外監査役が以下のいずれの基準にも該当しないことを条件とする。

1. 当社および子会社（以下「当社グループ」という。）を主要な取引先とする者（注1）、またはその業務執行取締役、執行役その他これらに準じる者または支配人その他の使用人（以下「業務執行者」という。）である者
2. 当社グループの主要な取引先である者（注2）、またはその業務執行者
3. 当社グループから役員報酬以外に、一定額（注3）を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等の専門家
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属し、監査業務を実際に担当する者
5. 当社の主要株主（総議決権の10%以上を保有する者をいい、間接保有を含む。）、またはその業務執行者
6. 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
7. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行者
8. 阪急阪神東宝グループ（当社グループを含む。）の業務執行者
9. 当社グループから一定額（注4）を超える寄付を受けている者、または法人、組合等の団体の場合、その業務執行者
10. 上記1から9に関して過去5年間（ただし、上記8に関して当社グループの業務執行者については、過去10年間）において、該当していた者
11. その配偶者または二親等以内の親族が、上記1から10のいずれか（上記3および4を除き、重要な者（注5）に限る。）に該当する者
12. その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められる者

注1:「当社グループを主要な取引先とする者」とは、当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループへの取引先の取引額が1億円または当該取引先の年間連結売上高の2%のいずれか高い方の額を超える者をいう。

注2:「当社グループの主要な取引先である者」とは、1. 当社グループが製品またはサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における当社グループの取引先への取引額が当社の年間連結売上高の2%を超える者、および2. 当社グループが負債を負っている取引先であって、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。

注3:「一定額」とは、1. 当該専門家が個人として当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当社グループから収受している対価（役員報酬を除く）について、年間1,000万円、2. 当該専門家が所属している法人、組合等の団体が当社グループに役務提供している場合は、直近事業年度における当該団体が当社グループから収受している対価の合計金額について、当該団体の年間総収入金額の2%をいう。

注4:「一定額」とは、直近事業年度において、年間1,000万円をいう。

注5:「重要な者」とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

第89期定時株主総会（平成20年6月24日開催）において、当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、子会社の取締役、その他

中長期的な業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、第89期定時株主総会（平成20年6月24日開催）における決議の範囲内で、毎年、当社取締役（社外取締役を除く）に対し、その役割に応じて当社株式の価値と連動する株式報酬型ストックオプションを付与している。また上記のほか、同様の目的で、当社取締役を兼務しない当社執行役員並びに当社子会社である株式会社阪急阪神百貨店の取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を、会社法の規定に基づき当社取締役会の決議により発行している。

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

3) 第89期定時株主総会(平成20年6月24日開催)において、上記1)の月額報酬額とは別枠で、取締役(社外取締役除く)に対する株式報酬型ストックオプションとしての報酬額を年額1億2,000万円以内と決議

会計監査人として有限責任あずさ監査法人を選任しており、会計監査業務を執行する公認会計士は、新田東平氏、杉田直樹氏、紀平聡志氏の3名である。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

H2Oリテイリンググループでは、グループの企業価値の向上を図るため、持株会社である当社がグループ全体の経営企画及び管理・監督機能を担い、グループ会社において適法・適正、迅速かつ効率的に事業を推進していくため、上記ガバナンス体制を構築している。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間前を目処に招集通知を発送
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中が予想される日を避けて開催
電磁的方法による議決権の行使	2012年3月期に関する定時株主総会から採用
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	2012年3月期に関する定時株主総会から議決権電子行使プラットフォームへ参加。 また、従前から招集通知の早期発送に努めている。さらに、招集通知発送前に当社ホームページにて掲示。
招集通知(要約)の英文での提供	2015年3月期に関する定時株主総会から実施
その他	ビジュアル・ナレーションを利用した「報告事項・決議事項」の説明

2. IRに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、及び期末の年2回、決算発表後に決算説明会を実施	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に海外IRを実施	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告、株主通信、アニュアルレポート、ニュースリリースを掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室内にIR担当者2名を配置	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	H2Oリテイリング グループ行動規範を制定し、お客様、株主をはじめ、お取引先、従業員に対する接し方を規定している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	H2Oリテイリンググループ行動規範に則って、社会貢献活動方針及び環境方針を定め、「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」という企業理念の実現に向け、取り組んでいる。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	情報をタイムリーに提供することについて行動規範に明記している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における、業務の適正を確保するための体制の整備についての決定内容は、以下のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

【コンプライアンス】

当社グループの役員及び社員が当社グループの基本方針、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を「H2Oリテイリンググループ行動規範」として定めるとともに、「グループコンプライアンス規程」を制定し、当社グループのコンプライアンス推進に関する基本方針並びにルールを定めます。また、コンプライアンスの推進等に必要な知識と経験を有する社外取締役及び社外監査役を選任いたします。

コンプライアンス体制の構築・整備を推進することを目的として「グループコンプライアンス委員会」を設置するとともに、当社及び当社グループ各社におけるコンプライアンス推進の責任者として各社の社長(当社・株式会社阪急阪神百貨店・イズミヤ株式会社・株式会社阪食は総務担当役員)をコンプライアンス担当に任命し、コンプライアンスに関わる諸施策の推進及び情報の共有化を図ります。

また、内部通報制度を設置するとともに、当社グループの役員及び社員が法令違反行為または不正行為を行った場合における懲戒処分に関するルールを定めます。

【財務報告の信頼性を確保するための体制の整備】

当社及び当社グループ各社において財務報告の信頼性を確保するための内部統制の整備、運用を行い、当社において、金融商品取引法及び関係法令の定めに基づき、当社グループ全体の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価を実施いたします。

【反社会的勢力の排除に向けた体制の整備】

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力などからの不当な要求には一切応じないことを「H2Oリテイリンググループ行動規範」において明確にするとともに、警察、弁護士など外部の専門家との連携を強化し、反社会的勢力との関係遮断のための必要な体制を整備いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及び執行役員の職務の執行に係る社内文書、その他の情報について、法令等に基づき、保管方法、保存期間等を定めた各種規定を制定し、適切に保存・管理を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

【リスク管理体制】

リスク発生の予防対策、リスク発生時の報告、発生リスクへの対応の原則、対応策の実施等を骨子とする「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理に関する基本方針並びにルールを定めます。

リスクの未然防止とリスク発生時の損失最小化を図るため、「グループコンプライアンス委員会」において、当社グループにおけるリスク情報の収集・対応策の策定並びに当社グループ各社が事業の特性に応じたリスク対策を自発的かつ計画的に講じる仕組みを構築するとともに、当社グループのリスクに関する情報の共有化を図るための体制を整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の管理監督責任と執行役員の執行責任の明確化及び取締役の職務執行の効率化を図るため、当社及び当社グループ各社に、執行役員制度を導入するとともに、当社及び当社グループ各社の経営上の意思決定を効率的に行うための機関としてグループ経営会議を設置いたします。また、月次・四半期の業績管理を行うとともに、取締役会及びグループ経営会議において、事業計画の進捗状況を検証し、必要に応じて目標を修正いたします。

また、職制に基づく所管事項または受命事項の処理に関する手続きを定めた「決裁規程」を整備し、権限と責任の所在を明確にいたします。

5. 当社グループ各社の当社への報告に関する体制、その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「グループ会社管理規程」を定め、当社グループ各社における経営計画及び重要な営業政策、業務執行についての当社への報告ルールを定めるものとし、当該事項につき、当社規程に従いグループ経営会議及び当社取締役会に付議いたします。

なお、当社の内部監査体制、コンプライアンス体制、リスク管理体制は、当社グループ全社を対象といたします。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の要請に基づき、監査役の職務を補助する専任の監査役スタッフを任命いたします。また、監査役スタッフは、取締役の指揮命令に服さないものいたします。

7. 取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役と代表取締役、監査役と各スタッフとの会合、グループ監査役会の定例開催、グループ経営会議その他の重要会議への監査役の出席、重要案件に関する決裁書及びグループ経営会議・各種委員会の議事録の回覧等を行います。

当社グループの役員及び社員は、監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとし、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について発見したときは、直ちに当該会社の監査役に報告し、報告を受けた監査役は直ちに当社監査役に報告いたします。

当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理、内部通報制度等に関する当社監査役への報告を定期的に行います。

また、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役員及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底いたします。

8. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の要請に基づき、専任の監査役スタッフを当社グループ各社の監査役として任命いたします。

監査役会が、独自の外部専門家(弁護士、公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、監査役がその職務の執行について費用の前払等の請求をしたときは、法令に基づき、速やかにその費用等について負担いたします。また、当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等に係る予算を毎年設けます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「地域住民への生活モデルの提供を通して、地域社会になくてはならない存在であり続けること」を企業の基本理念とし、倫理・法令・ルール等に基づき行動するための基本姿勢を定めている「H2Oリテイリンググループ行動規範」において、反社会的な組織、団体、個人などからの不当な要求には一切応じないことを、内部統制の基本方針の一つに掲げている。

このような企業姿勢のもと、警察・弁護士など外部の専門家との連携強化を図っているほか、当社グループ各社にコンプライアンス担当者を任命し、情報連絡網(コンプライアンスネットワーク)を通じた情報共有によって、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に努めるとともに、有事の際には「対策本部」を設置し、グループが一体となって解決を図る体制を採っている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

当社グループに関する情報は、グループ各社の情報管理担当者(原則として各社社長)が情報管理責任者(当社総務担当役員)に報告します。その内、重要情報について、総務担当役員は、取締役社長に報告します。

決算・決定事実については、社内規程に基づき、グループ経営会議・取締役会に付議し、承認を受けた後、総務部を通じて適時開示を行います。

発生事実については、発生後遅滞なく総務部を通じて適時開示を行います。

